

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5年 9月 1日 至 令和 6年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 仁医会 井口医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県広島市安佐北区可部七丁目 5 - 7
- (3) 設立認可年月日 平成 1年 3月 15日
- (4) 設立登記年月日 平成 1年 3月 17日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	井口 雅之	医療法人 仁医会 井口医院 管理者
理 事		
同		
監 事		

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 仁医会 井口医院	3 4 1 0 2 1 4 1 0 4	広島県広島市安佐北区可部 七丁目 5 - 7	一般病床 19 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年10月25日 令和4年度決算の決定
令和 6年 8月20日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 仁医会 井口医院

※医療法人整理番号

所在地 広島県広島市安佐北区可部 7 丁目 5 - 7

財 産 目 録
(令和 6 年 8 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	875,234 千円
2. 負 債 額	203,491 千円
3. 純 資 産 額	671,743 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	366,107
B 固 定 資 産	509,127
C 資 産 合 計 (A+B)	875,234
D 負 債 合 計	203,491
E 純 資 産 (C-D)	671,743

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借、□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借、□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 仁医会 井口医院

※医療法人整理番号

所在地 広島県広島市安佐北区可部7丁目5-7

貸借対照表
(令和 6年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	・ 366,107	I 流 動 負 債	68,896
II 固 定 資 産	・ 509,127	II 固 定 負 債	134,595
1 有 形 固 定 資 産	91,935	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	182	負 債 合 計	・ 203,491
3 そ の 他 の 資 産	417,010	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	5,000
		II 積 立 金	666,743
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	・ 671,743
資 産 合 計	・ 875,234	負債・純資産合計	・ 875,234

様式 4 - 1

法人名 医療法人 仁医会 井口医院 / ※医療法人整理番号
所在地 広島県広島市安佐北区可部7丁目5-7 /

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 9月 1日 至 令和 6年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	859,966
2 事業費用	850,377
本来業務事業利益	9,589
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	9,589
II 事業外収益	127,035
III 事業外費用	2,852
経常利益	133,772
IV 特別利益	2,366
V 特別損失	26,496
税引前当期純利益	109,642
法人税等	30,464
当期純利益	79,178

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

法人名 医療法人 仁医会 井口医院

※医療法人整理番号

所在地 広島県広島市安佐北区可部7丁目5-7

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当無	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当無	—	—	—	—	—	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 仁医会 井口医院
理事長 井口 雅之 殿

私は、医療法人 仁医会 井口医院の令和5年会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和6年10月22日

医療法人 仁医会 井口医院
監事 